生活福祉資金緊急小口資金（特例貸付）必要書類チェックリスト

※安城市役所で住民票取得の際、取得理由として新型コロナウイルス特例資金申請のためと記入することで取得費用が減免されます。住民票は必ず続柄の記載があり「世帯全員の住民票の原本と相違ない事を証明します。」と記載されたもので取得してください。外国籍の人は国籍、在留資格等が記載されている必要があります。

書　類	備　考	確認
緊急小口資金特例貸付借入申込書	・同意事項全てにチェックし太枠内を記入、押印	□
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借用書	・太枠内を記入、押印 ・裏面の重要事項説明書にも必ず署名捺印	□ □
収入の減収状況に関する申立書	・収入減少の理由を具体的に記載	□
住民票（同一住所全員分）	・同一住所の人全員分、発行から３か月以内のもの ※続柄と「世帯全員の住民票の原本と相違ない事を証明します。」が記載されたものであること。 ※外国籍の人は国籍、在留資格等が記載されているものであること。	□ □ （□）
本人確認書類のコピー	申請者の運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）、健康保険証、マイナンバーカード（両面コピー）、パスポートなどのコピー。 ※外国籍の人は在留カード若しくは特別永住者証明書	□ （□）
通帳またはキャッシュカードのコピー	・金融機関名、支店名、口座名義、口座番号の分かる部分のコピー	□
経緯書	・新型コロナウィルス感染症により、どのような影響が出て減収となったのか経緯 ・収入が安定している際の家計 ※記入欄にない場合には欄外に毎月必要となる資金を書き足してください ・令和２年１月～８月までの月収について ※個人事業主の場合、生活費（給料）の部分についてのみ。事業費は対象外 ・借り入れた資金の使途	□ □ □ □

以上の書類が全てご用意いただけましたら郵送での申請、もしくは面談での申請を行えます。
面談での申請を希望の場合、**面談は予約制です。**

面談予約・問合せ先

安城市社会福祉協議会　生活相談係　☎０５６６－７７－０２８４

受付：火～土曜日午前８時３０分～午後５時１５分（日曜、月曜、祝日休館）

郵送先（Mailing address）

〒446-0046 安城市赤松町大北 78-4　安城市社会福祉協議会生活相談係　宛

（Anjoshi Akamatsucho Okita 78-4 Anjoushisyakaihukusikyougikai Seikatsusodan）